

指導基準値一覧表

(平成15年9月30日名古屋市告示第412号 悪臭対策指導指針)

区域の区分		指導基準値	
種別	該当地域	工場等の敷地の境界線における臭気指数	工場等の排出口から排出される臭気指数
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	10	25
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 未指定地域	13	27
第3種区域	工業地域 工業専用地域	15	30

備考1

1 区域の区分該当地域の欄中の各地域(未指定地域を除く。)都市計画法第8条第1項第1号の規定による地域をいい、未指定地域とはその他の地域をいう。

2 第3種区域内に所在し、その敷地が第1種区域と接している工場等については、第2種区域に係る指導基準値を適用する。ただし、当該工場等の敷地境界で第1種区域に接しない部分については、第3種区域に係る工場等の敷地の境界線における臭気指数の指導基準値を適用する。

●臭気指数 三点比較式臭袋法を用いて測定した臭気濃度の対数を10倍した数値

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10}(\text{臭気濃度})$$

(例) 臭気濃度1000の場合

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10}1000 = 30$$

●臭気濃度 臭気濃度とは、臭気を無臭空気希釈して、におわなくなったときの希釈倍数をもって臭気を数値化したもの